

定期自主検査指針・保安検査基準のその他の見直し事項について

1. フレキシブルチューブ等の保安検査方法について

(1) 検討の現状

保安検査基準等見直しWG委員を通じて、以下のような事項について主要会社におけるフレキシブルチューブ等の使用状況調査を実施し、データを収集した。現在、データ集計中である。

① フレキシブルチューブ等使用状況

- 1) 金属製フレキシブルチューブ
- 2) ベローズ（金属製）

② フレキ等の使用状況と検査方法

- 1) 使用状況
- 2) 使用環境
- 3) 点検・検査
- 4) 使用実績・損傷事例

(2) 今後の予定

保安検査基準等見直しWGで調査データを踏まえ、フレキの使用状況、使用環境を考慮し、いくつかのパターンに区分して、それぞれに応じた検査・管理方法を検討し、原案を10月を目途にとりまとめていく予定である。

2. 放置法漏れ試験について

(1) 検討の現状

① 放置法漏れ試験が採用可能な場合について示す必要があることから、基準案として、「放置法漏れ試験は、埋設及び水中等に設置された配管等で、放置法漏れ試験以外に漏えいの有無の確認が出来ない場合に限られる。」と提案し、検討したところ、「埋設、水中配管に限定することには問題があり、場合によっては採用可能な表現にならないか。」とのご意見が提示された。

② 上記ご意見を踏まえ案として、現状の解説に「ただし、放置法漏れ試験は、試験体の温度変化及び大気圧（外気圧）の影響を補正する必要があり、採用に当たっては入念な準備、測定、記録が必要となる。」旨の文言を追加する案を作成し各委員に提案し、検討したところ、委員より「基準本文に注意事項を書くことはおかしいのではないか。」と問題点が指摘され、再度、表現を検討することとなった。

(2) 今後の予定

保安検査基準等見直しWGで、引き続き検討を行い、原案を10月を目途にとりまとめていく予定である。

3. その他の事項について

パブリックコメントで提案された事項（新たな改正提案）について、保安検査基準等見直しWGにおいて前記の事項と併せて、検討していく。